

議案第十六号

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

港区奨学資金に関する条例（昭和三十四年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。
第一条及び第二条第三号口中「学生等」を「学生」に改める。
第三条の二第二項第六号及び第七号中「夜間学科」を「夜間課程」に改める。
第六条の二第三号中「学生等」を「学生」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）等の施行による大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）等の一部改正に伴い、条例で引用している用語を改めるため、本案を提出いたします。

別表第1 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額（月額）		
		A区分	B区分	C区分
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上87,800円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
高等専門学校			37,100円	24,700円
			53,800円	35,900円
			85,100円	56,700円
			101,700円	67,700円
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円
	夜間課程	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	1,500円

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第2 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額（月額）	
		D区分	E区分
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の多子世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の多子世帯
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円
		私立（自宅通学）	96,700円
		私立（自宅通学以外）	134,200円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円
		私立（自宅通学）	68,300円
		私立（自宅通学以外）	105,800円
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	61,700円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円
		私立（自宅通学）	90,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円
		私立（自宅通学）	68,300円
		私立（自宅通学以外）	105,800円
高等専門学校			24,700円
			35,900円
			56,700円
			67,700円
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	43,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円
		私立（自宅通学）	87,500円
		私立（自宅通学以外）	125,000円
	夜間課程	国立及び公立（自宅通学）	36,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円
		私立（自宅通学）	70,800円
		私立（自宅通学以外）	108,300円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第3 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上87,800円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯	
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立	282,000円	188,000円	
		私立	260,000円	173,300円	
	夜間学部	国立及び公立	141,000円	94,000円	
		私立	140,000円	93,300円	
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立	169,200円	112,800円	
		私立	250,000円	166,600円	
	夜間学科	国立及び公立	84,600円	56,400円	
		私立	170,000円	113,300円	
高等専門学校		国立及び公立	84,600円	56,400円	
		私立	130,000円	86,600円	
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立	70,000円	46,600円	
		私立	160,000円	106,600円	
	夜間課程	国立及び公立	35,000円	23,300円	
		私立	140,000円	93,300円	
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			0円	0円	

別表第4 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額		
		D区分	E区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の多子世帯		
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立	282,000円	
		私立	260,000円	
	夜間学部	国立及び公立	141,000円	
		私立	140,000円	
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立	169,200円	
		私立	250,000円	
	夜間学科	国立及び公立	84,600円	
		私立	170,000円	
高等専門学校		国立及び公立	84,600円	
		私立	130,000円	
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立	70,000円	
		私立	160,000円	
	夜間課程	国立及び公立	35,000円	
		私立	140,000円	
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		0円	0円	